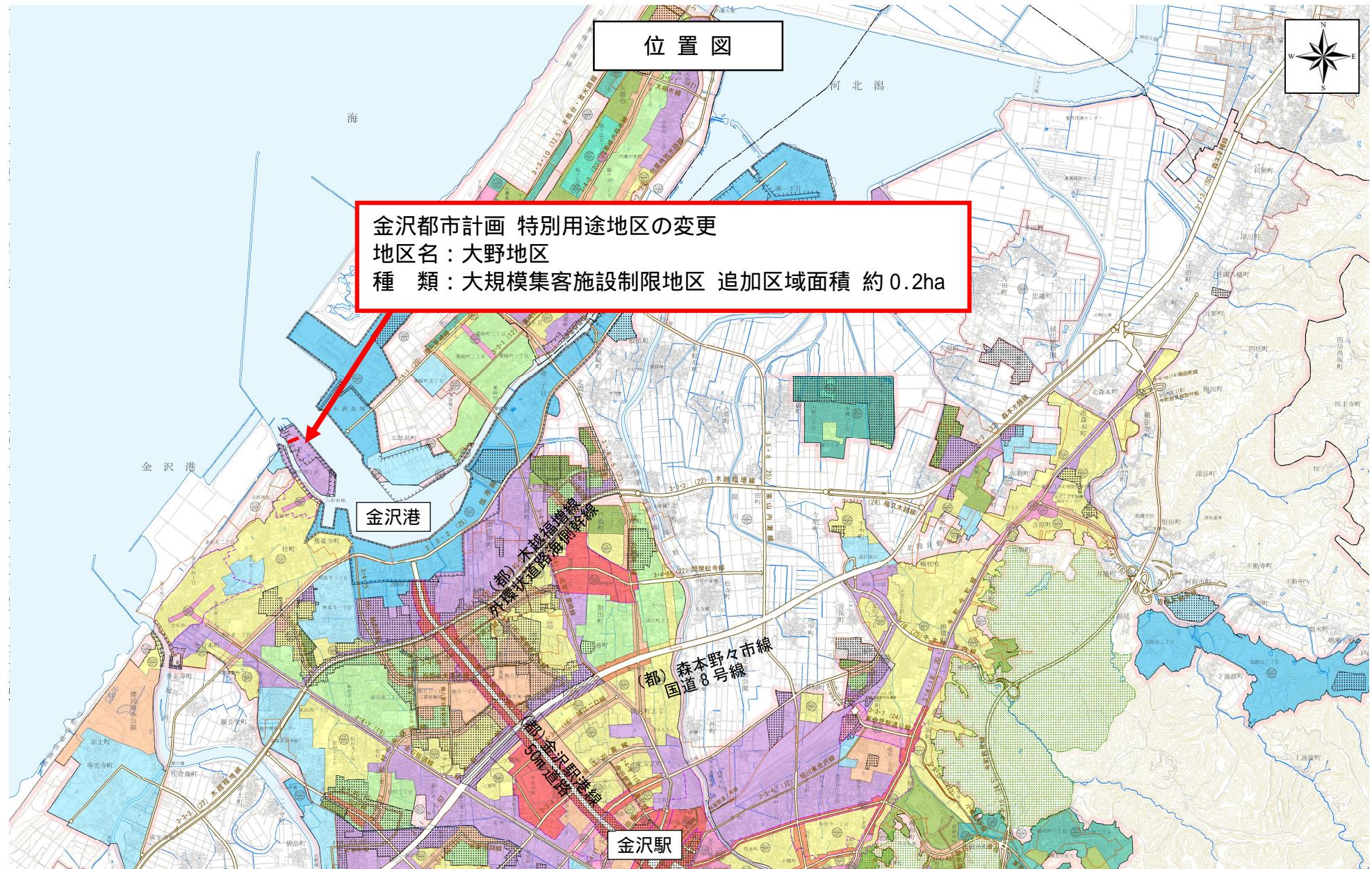


金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）



金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

議案第437号



| 地区名 | 大野地区 | | |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 種類 | 大規模集客施設制限地区 | | |
| 面積 (ha) | 現計画 | | 変更後 |
| | 用途地域 | 容積率 建蔽率 | 用途地域 建蔽率 |
| 0.2 | - | - | 準工業 200/60 |

| | |
|----|-------------------------|
| 凡例 | |
| | 特別用途地区 (大規模集客施設制限地区) |
| | 変更箇所 |

金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

| 種類 | 面積 | 備考 |
|-------------|---------------------|--|
| 第一種特別工業地区 | 約 1.8 ha | 建築制限の概要 1.風俗営業店舗等の規制 2.住宅等の規制 3.公害発生型工場の規制 |
| 第二種特別工業地区 | 約 46 ha | 建築制限の概要 1.風俗営業店舗等の規制 2.住宅等の規制 3.運動施設等の規制 4.店舗の規制 |
| 第三種特別工業地区 | 約 24 ha | 建築制限の概要 1.風俗営業店舗等の規制 2.戸建て専用住宅の規制 3.公害発生型工場の規制 |
| 大規模集客施設制限地区 | 1,376 約 1,376 ha | 建築制限の概要 1.大規模集客施設の規制 (床面積合計が1万平方メートルを超えるもの) |
| 合計 | 1,448 約 1,448 ha | |

「種類及び区域は計画図表示のとおり」

理由

金沢市においては、中心市街地活性化基本計画の認定（平成19年5月28日）による中心市街地の活性化を図るとともに郊外地の大規模集客施設を抑制するために、既に第一、三種特別工業地区として指定されている範囲を除く、全ての準工業地域において、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）が指定されている。

今回、当該地区の市街化区域への編入により準工業地域を指定する区域について、大規模集客施設を抑制するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定する。